



佐賀県公報

平成19年
11月28日
(水曜日)
第12987号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

◎佐賀県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(八五・まちづくり推進課)

告示

○道路の区域の変更

(六三五・道路課)

○道路の供用開始

(六三六・)

○道路の区域の変更

(六三七・)

○道路の供用開始

(六三八・)

○

(六三九・)

○

(六四〇・)

公告

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(商工課)

○

(

○都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧

(まちづくり推進課)

○開発行為に関する工事の完了

(

公布された規則のあらまし

○佐賀県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八五号)

1 佐賀県都市計画法施行条例の改正に伴い、引用条項を改めることとした。
(第二条、第十二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一九年十一月三〇日から施行することとした。

規則

佐賀県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八五号

佐賀県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県都市計画法施行条例施行規則(平成十七年三月二十四日佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第四条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に、「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第四条中「第四条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に、「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第五条中「第四条第一項第五号」を「第三条第一項第五号」に、「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第六条中「第四条第一項第六号」を「第三条第一項第六号」に、「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第七条中「第五条」を「第四条」に、「第六条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第八条中「第五条」を「第四条」に改める。

第九条中「第六条第一項第一号二」を「第五条第一項第一号二」に、「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第十条中「第六条第一項第一号ホ」を「第五条第一項第一号ホ」に改める。

第十一条中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第一号中「第六条第一項第二号イ」を「第五条第一項第二号イ」に改め、同条第二号中「第六条第一項第二号ロ」を「第五条第一項第二号ロ」に改め、同条第十二条中「第四条第一項」を「第三条第一項」に、「第六条第一項第一号」

を「第五条第一項第一号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。
(佐賀県証紙条例施行規則の一部改正)

2 佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第九号中 「寸法 縦 六〇糎 「寸法 縦 六〇センチメートル」
横 一一〇糎」 を 「寸法 縦 六〇センチメートル」
横 二〇センチメートル」
に改める。

別表の第二十一号の二中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改める。

○ 告 示

●佐賀県告示第六百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名

区 間

変更前後の別

幅員メートル

延長メートル

県道 星賀港線

唐津市肥前町星賀字横峯乙三七八番一地从先から
唐津市肥前町星賀字鋤ノ谷甲二二三六番一地从先まで
唐津市肥前町星賀字横峯乙三六八番地先から
唐津市肥前町星賀字後口山乙二一九番二地从先まで

後
四一・五
一〇・〇
一八・六
五・六

八〇・五
二〇三・四

唐津市肥前町星賀字横峯乙三六八番地先から
唐津市肥前町星賀字後口山乙二一九番二地从先まで

前
一九・八
五・六

二〇一・〇

●佐賀県告示第六百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

県道 星賀港線

唐津市肥前町星賀字横峯乙三七八番一地从先から
唐津市肥前町星賀字鋤ノ谷甲二二三六番一地从先まで
唐津市肥前町星賀字横峯乙三六八番地先から
唐津市肥前町星賀字後口山乙二一九番二地从先まで

平成一九・一一・二八

●佐賀県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員
県道 大木庭武雄線	後	四二・六 六・四
	前	三七・七 四・四
		延長
		メートル

●佐賀県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄線	武雄市東川登町大字永野字金割二二〇九番三地先から 武雄市東川登町大字永野字七田三二四四番地先まで	平成一九・一一・二八

●佐賀県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字細工町三二〇八番二地先から 武雄市北方町大字芦原字別法二八一七番二地先まで	平成一九・一一・三〇

●佐賀県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年十一月二十八日から平成十九年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町三三崎字四本松二七二番五地先から 小城市芦刈町三三崎字四本松二七三番二地先まで	平成一九・一一・二八

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年11月28日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 佐賀店

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目4番16号

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

株式会社九州西友

(変更前)

代表取締役 中村 一夫

(変更後)

代表取締役 野田 亨

(3) 変更の年月日

平成19年8月28日

2 届出年月日

平成19年11月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年11月28日から

平成20年3月27日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年11月28日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー鳥栖店

佐賀県鳥栖市元町字横田1248番1

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

株式会社サニー

(変更前)

代表取締役 中村 一夫

(変更後)

代表取締役 野田 亨

<p>(3) 変更の年月日 平成19年 8月28日</p> <p>2 届出年月日 平成19年11月15日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成19年11月28日から 平成20年 3月27日まで</p> <p>4 その他 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。</p> <p>平成19年11月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 唐津都市計画地区計画</p> <p>2 縦覧場所 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為</p>	<p>に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成19年11月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市弥生が丘八丁目 1 番</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 チエルシージャパン株式会社</p>
--	---

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年十一月二十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷